



はいでがわ

土地改良区だより



経営体育成基盤整備事業(農地中間管理機構関連型)「若宮地区」(五泉市本田屋地内)

- ・第33回通常総代会について…………… 2・3
- ・令和8年度予算概要について…………… 4
- ・令和8年度賦課金について…………… 5
- ・国営土地改良事業「阿賀野川用水地区」「阿賀野川左岸地区」
について…………… 6・7
- ・令和8年度事業計画、ほ場整備事業について…………… 8
- ・組合員の変更・農地転用における届出等について…………… 9
- ・職員人事、土地改良区よりお知らせ・お願い…………… 10

令和8年4月1日現在

組合員数
3,541名

賦課面積
3,958ha

田 3,561ha
畑 397ha

発行所

〒959-1834
五泉市木越600番地1

早出川土地改良区

TEL(0250)42-2005
FAX(0250)42-2012

発行責任者

理事長 皆川 俊和



理事長
皆川 俊和

第33回

通常総代会開催

令和8年3月7日 開催

理事長総代会あいさつ

はじめに、総代、維持管理委員の皆様には、昨年12月から今年の1月にかけて、国営土地改良事業阿賀野川左岸地区の同意徴集にご尽力頂き大変ありがとうございます。同意率も90%を超えており、令和8年度国の予算において概算決定されたことをご報告させて頂きます。今後事業の促進に向けて、国及び県に要望を活発的に行い進めて参りたいと思っておりますので、皆様方の更なるご協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

総代、役員体制についてですが、総代の任期が令和9年5月であり、その改選にあわせ定数を51名に改正いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。役員につきましては、令和9年6月が任期満了となります。役員の体制ですが、員外理事として女性2名を登用し、員内理事の定数を削減し10名と改正させて頂きます。また、内部監査の強化を図るべく監事1名増員する体制とさせて頂いたதாக、本日議案として提出致しましたのでよろしくお願います。

さて、国の予算関連ですが、令和8年度農業農村整備予算については、当初予算40億増額で4,504億円、農業構造転換集中対策及び国土強靱化対策等の補正予算2,439億円をあわせると6,942億円の予算となっております。

昨年の総代会でも申し上げましたが、食料・農業・農村基本法が改正され、関連として農業水利施設の老朽化対策、農村人口の減少等に対応するため、令和7年4月1日に土地改良法を改正する法律が施行されました。当改良区の取り組み内容として、連携管理保全計画（通称、水土里ビジョン）であります。全国的に農村人口の減少、高齢化による集落での共同活動が縮小していく中で、農業水利施設の維持管理も困難

な状況になってきています。こうした問題に対応するための水土里ビジョンを策定し、関係団体と連携を図り農業水利施設等の保全に取り組むものであります。また、農業水利施設のほとんどが、昭和40年から50年代に造成されており、耐用年数を経過している中、将来の施設更新を行うため水土里ビジョンに水利施設更新計画を位置付け、更新工事の実施に向けて積立てを行い今後の地元負担に備える考えであります。この水土里ビジョンは、総代会の議決を経て県の認可が必要となることから、本総代会に提出いたしました。総代の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただきませうようお願い申し上げます。

次に県営土地改良事業について申し上げます。圃場整備事業の若宮地区については、令和8年度の事業費として4億7,924万4,000円で現在ファームポンド等の発注がされており、今後は揚水機、面工事の発注がなされると聞いております。五箇地区については、8,000万円の割当であり現在は外周測量、換地業務が進んでおります。県内の圃場整備事業は非常に要望が多く、採択にも時間がかかる状況であります。国の事業である大区画化等加速事業も農業構造転換集中対策に組み込まれていますので、県と協議を行い今後の対策を考えて参りたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

続いて、本総代会の議案説明について申し上げます。最初に、国営土地改良事業阿賀野川用水地区の阿賀野川頭首工の更新事業であります。本日の総代会で北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所の方より計画概要説明を行って頂くこととしております。本事業により、阿賀野川頭首工を全面改修する計画で令和8年度より着手することになっておりますので、事業の円滑な推進についてお諮りしますのでよろしくお願います。

次に、令和7年度補正予算についてですが、一般管理費及び高温・渇水対策並びに地区の維持管理に対する補助金及び受託料の補正、水利施設管理強化事業の高温・渇水対策等の支援に対する補正、

財政調整基金及び土地改良区施設更新事業の積立てに関する補正であり、専決処分を行い対応させて頂きました。

次に、事業計画について申し上げます。令和8年度耕作条件改善事業1地区、団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業1地区、団体営渇水対策施設緊急整備事業2地区、団体営設計調査事業1地区の計画で総事業費7,760万円です。また、土地改良施設維持管理適正化事業として3地区で2,480万円の実施となります。

次に、定款、規約、諸規程の変更と改正についてですが、先ほど申した、総代、役員定数等に関して選挙規程の改正を行います。また、土地改良法の一部改正による法律に基づき連携管理保全事業（水土里ビジョン）の設定、ほか条文の訂正、追加等の変更を行うものであります。

次に、令和8年度予算関連について申し上げます。令和8年度賦課金は前年度同額であります。予算計画として平成20年度から平成25年度まで実施した共通事業について繰上償還し、少しでも運営経費として賦課金を確保するもので、今後の一般管理費、施設更新事業の積立てに備えるためのものであります。各工区の維持管理に関する予算については前年度並みの計画といたしまして、一般会計予算額は、5億6,581万9,000円です。また、令和7年度より土地改良区施設更新事業特別会計を設置し現在積立てを実施しておりますが、今後の原資確保の一環として、国債証券を取得する考えであります。引き続き、施設更新にかかる原資の確保を行い、今後の負担に備える対策を講じ、地元負担の軽減に努めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願申し上げます。

冒頭でもお話ししましたが、国営事業が令和8年度より本格的に動き始めます。長期に渡る事業であります。順調に予算が確保されるよう役員一丸となり進めて参りたいと思っております。



議長
深井 一美 総代

第33回通常総代会は早出川土地改良区大会議室において開催されました。議長には村松郷工区の深井一美総代を選出して審議に入りました。

各議案の説明、質疑応答、討論採決と行われ本総代会に提出された全議案は原案どおり可決されました。

● 提出議案の概要 ●

- 第1号議案 国営土地改良事業「阿賀野川用水地区」の円滑な推進の要望について
- 第2号議案 令和6年度事業報告・収支決算・財務諸表及び財産目録の承認について
- 第3号議案 令和7年度収支補正予算専決処分の承認について
- 第4号議案 令和8年度耕作条件改善事業の施行について
- 第5号議案 令和8年度団体営湧水対策施設緊急整備事業の施行について
- 第6号議案 令和8年度団体営調査設計事業（水利施設等保全高度化事業）の施行について
- 第7号議案 令和8年度新規土地改良施設維持管理適正化事業加入について
- 第8号議案 連携管理保全計画（早出川地域水土里ビジョン）の策定について
- 第9号議案 定款の一部変更について
- 第10号議案 総代選挙規程の一部変更について
- 第11号議案 役員選挙規程の一部変更について
- 第12号議案 規約の一部変更について
- 第13号議案 地区除外等処理規程の一部改正について
- 第14号議案 個人情報保護に関する規程の一部改正について
- 第15号議案 土地改良区施設更新積立金管理規程の一部改正について
- 第16号議案 令和8年度収支予算について
- 第17号議案 令和8年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 第18号議案 長期借入金について
- 第19号議案 一時借入金について
- 第20号議案 歳計現金預入先について

以 上



令和8年度予算概要

令和8年3月7日開催の通常総代会において可決された予算は次のとおりです。
なお、今年度の田10a当り経常賦課金は3,500円/10aとなります。

一般会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 土地改良事業収入	288,427	△ 1,268	賦課金（経常・左岸頭首工・管理事業）決済金
2. 附帯事業収入	17,080	0	他目的使用料 手数料 多面的機能支払活動組織業務受託料
3. 特定資産運用収入	1,800	1,010	特定資産利息
4. 補助金等収入	84,592	△ 39,869	補助金 水利施設管理強化事業費
5. 交付金収入	22,050	13,049	土地改良施設維持管理適正化・防災減災機能等強化事業交付金
6. 業務受託料収入	6,971	△ 12,956	太田川藻刈費 桑山川排水機場操作管理費 他
7. 雑収入	10,366	910	利息 配当金 未収賦課金 過怠金 雑収入 他
8. 借入金収入	15,823	△ 38,380	公庫資金借入金
9. 特定資産取崩収入	55,559	△ 109,414	財政調整・退職給与・決済金積立資産
10. 固定資産売却収入	1	△ 192	
11. 他会計繰入金	450	△ 6,700	各特別会計
12. 繰越金	62,700	△ 71,593	前年度繰越金
収入合計	565,819	△ 265,403	
1. 土地改良事業費支出	219,531	△ 70,643	維持管理費 委員会費 事業費（団体営・適正化等）受託業務費
2. 附帯事業費支出	11,880	0	多面的機能支払活動組織受託業務費
3. 一般管理費支出	149,104	△ 596	運営事務費 事務所費 他
4. 土地改良事業負担金支出	47,140	△ 850	頭首工分担金 阿賀野川左岸土地改良区連合負担金
5. 借入金返済支出	47,608	26,980	公庫資金償還金
6. 支払利息	3,052	846	公庫資金借入金利息
7. 固定資産取得支出	2,151	2,131	器具備品
8. 特定資産積立支出	17,760	△ 48,107	財政調整・退職給与・決済金積立資産
9. 雑支出	50	0	
10. 他会計繰出額	13,670	△ 159,130	各特別会計
11. 繰越金	42,600	2,900	次年度繰越金
12. 予備費	11,273	△ 18,934	
支出合計	565,819	△ 265,403	

圃場整備事業（若宮地区）特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 補助金等収入	1	0	
2. 雑収入	1	0	
3. 他会計繰入金	630	0	一般会計
4. 繰越金	50	△ 70	前年度繰越金
収入合計	682	△ 70	
1. 土地改良事業費支出	1	0	
2. 土地改良事業負担金支出	1	0	
3. 雑支出	250	0	圃場整備推進協議会助成金
4. 他会計繰出額	400	△ 50	一般会計
5. 繰越金	20	△ 20	次年度繰越金
6. 予備費	10	0	
支出合計	682	△ 70	

圃場整備事業（五箇地区）特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 補助金等収入	1	0	
2. 雑収入	1	0	
3. 他会計繰入金	250	0	一般会計
4. 繰越金	50	△ 50	前年度繰越金
収入合計	302	△ 50	
1. 土地改良事業費支出	1	0	
2. 土地改良事業負担金支出	1	0	
3. 雑支出	200	0	圃場整備推進協議会助成金
4. 他会計繰出額	50	△ 50	一般会計
5. 繰越金	40	0	次年度繰越金
6. 予備費	10	0	
支出合計	302	△ 50	

土地改良区施設更新事業特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明	科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 土地改良事業収入	70,280	40	賦課金	1. 土地改良事業費支出	1	0	
2. 補助金等収入	1	0		2. 土地改良事業負担金支出	2	0	
3. 雑収入	702	701	利息 未収賦課金 他	3. 特定資産積立支出	83,771	△ 158,389	積立資産
4. 特定資産取崩収入	133,001	132,996	積立資産 他	4. 出資金取得支出	133,000	133,000	出資金
5. 出資金返還収入	1	1		5. 繰越金	1	0	次年度繰越金
6. 他会計繰入金	12,790	△ 159,130	一般会計	6. 予備費	1	△ 2	
7. 繰越金	1	1	前年度繰越金				
収入合計	216,776	△ 25,391		支出合計	216,776	△ 25,391	

令和8年度 賦課金について

令和8年度の賦課金は以下の通りとなります。組合員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【賦課金一覧表】

(10a当り/円)

工 区	地 区	経常・左岸頭首工		管理事業		国営土地改良事業	10a 当り合計		
		田	畑	田	畑	田	田	畑	
荘之江	全 地 区	4,800	1,166	2,700	900	2,000	9,500	2,066	
五 泉	全 地 区	4,800	1,166	2,200	733	2,000	9,000	1,899	
村松郷	村松地区	4,800	1,166	3,200	1,066	2,000	10,000	2,232	
	大蒲原地区	一 般	4,800	1,166	4,100	1,366	2,000	10,900	2,532
		長橋圃場	3,500	—	4,100	—	—	7,600	—
	橋田地区	4,800	1,166	4,400	1,466	2,000	11,200	2,632	
早出川東部	県圃地区	4,800	1,166	2,600	866	2,000	9,400	2,032	
	笹島地区	一 般	4,800	1,166	3,600	1,200	2,000	10,400	2,366
		未整理地	4,800	1,166	1,866	622	2,000	8,666	1,788
		馬下地域	3,500	1,166	2,600	866	—	6,100	2,032
		荻島上地域	4,800	1,166	2,500	833	2,000	9,300	1,999
	巢本地区	一 般	4,800	1,166	2,400	800	2,000	9,200	1,966
		菱池地域	4,800	1,166	800	266	2,000	7,600	1,432
		下条川向地域	4,800	1,166	1,600	533	2,000	8,400	1,699
渓流水地区	2,100	—	—	—	—	2,100	—		

【賦課額納入について】

◎賦課金納入通知書は6月10日(水)に発行し郵送します。

期 別	第 1 期	第 2 期
指定納入期限	7月10日(金)	10月26日(月)
口座振替日(※)	6月30日(火)	10月15日(木)

※NBセンター代金回収サービス『全国ネット型』で口座振替納入をご利用の方は、引落日が 第1期 6月29日(月)、第2期 10月13日(火) となります。

※口座振替納入ご利用の方は、口座振替日に引き落とされますので、ご準備・ご了承をお願い申し上げます。

《口座振替をお勧めします》

一度申し込めば毎年継続され、自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

ご利用の場合事前に申し込み手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

【お問合せ先】
総務課 0250-42-2005

阿賀野川用水地区【国営土地改良施設事故防止事業】

令和8年度において、国営事業が新たに着手され、これに伴い五泉駅前に事業所が開設されました。本事業は、施設損壊による事故の未然防止、農業被害をはじめとする地域被害の未然防止を図るため阿賀野川頭首工の全面更新を行うものです。引き続き、本事業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

概要

関係市 新潟県新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市
事業工期 令和8年度～令和31年度 総事業費 700億円（国：70% 県：30%）

■目的

本地区の基幹的な農業水利施設である阿賀野川頭首工は、阿賀野川左右岸に広がる約12,000haの水田を潤す新潟県内最大の取水施設であり、農業用水だけでなく、水道用水（阿賀野市他）や工業用水（新潟東港）にも利用されている。

阿賀野川頭首工は、国営阿賀野川用水土地改良事業（昭和36年度～昭和58年度）で造成されたが、経年的な劣化による施設の脆弱化のため、3号洪水吐下流側エプロンの漏水（対策工により漏水は停止）、護床工部の河床洗掘、堰柱コンクリートのアルカリ骨材反応等による内部ひび割れ、下流エプロンの摩耗の進行等が認められ、損壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある。

このため、本事業では阿賀野川頭首工の全面更新を行い、損壊その他の事故の未然防止を図り、農業被害を始めとする地域への被害を未然に防止し、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

事業の効果

施設損壊による事故の未然防止・農業生産性の維持及び農業経営の安定に寄与



■老朽化と共に耐震性能を有していない頭首工の全面更新



- 施設損壊による事故の未然防止
- 農業被害をはじめとする地域被害の未然防止



- ◇ 農業生産性の維持
- ◇ 農業経営の安定

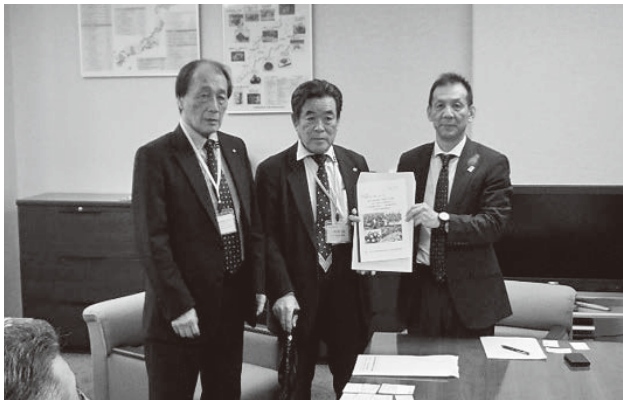
事業スケジュール(案)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
農水計画		●事業着手(R8.4)					
河川計画 想定工程		○河川整備基本方針の改定(R7以降を想定)	◎河川整備計画の改定(R8以降を想定)				
農水計画		既設頭首工のモニタリング、コンクリート補修等の保全対策					
		設計・予備協議		本協議※	発注手続	新設工事※(R12～)	
農水計画						既設撤去工事	
						新設工事※(R12～R27)	

※河川整備計画の改定時期により河川協議、新設工事時期は変動する

北陸農政局へ国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」令和8年度着工に対するお礼

去る4月20日、皆川理事長が会長を務める「国営土地改良事業新津郷阿賀野川左岸地区推進協議会」が令和8年度「阿賀野川左岸地区」着工に対するお礼を北陸農政局へ行って参りました。

植野局長ほか幹部の方々と意見交換を行い、円滑な事業推進に対し、力強いお言葉を頂戴しました。今後も関係機関と連携を図りながら事業推進に努めて参りますので、関係者の皆様方の引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



植野局長へ円滑な事業推進を要望



北陸農政局長室にて意見交換

国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」について

阿賀野川左岸地区の概要

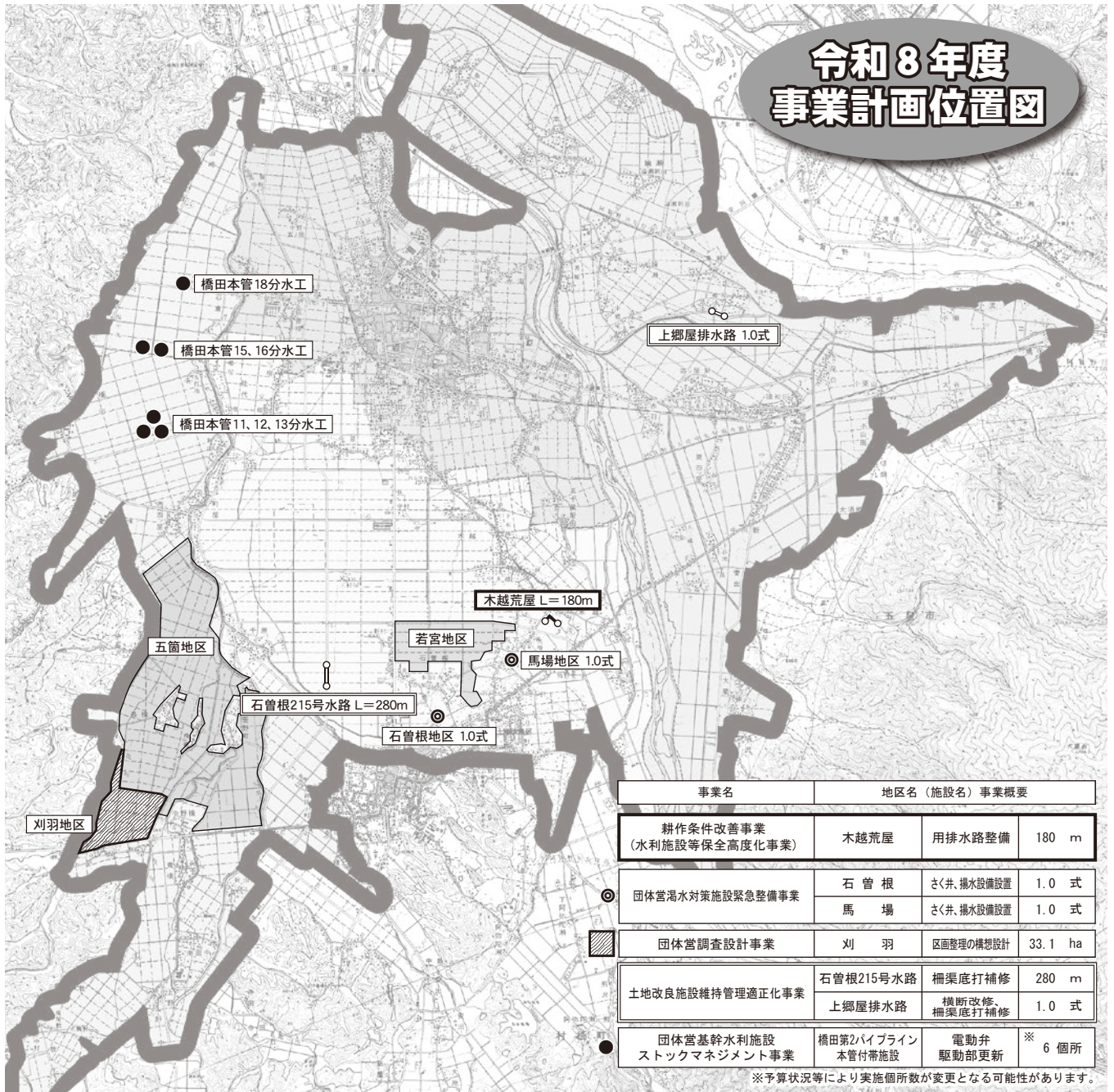
阿賀野川左岸地区は、新潟県新潟市、五泉市及び阿賀野市に位置する4,840haの水田地帯で、水稻を中心に、水田の畑利用によるさといも、えだまめ等を組み合わせた農業経営が展開されています。

本地区の基幹的な農業水利施設は、国営阿賀野川用水土地改良事業（昭和36年度～昭和58年度）により造成されました。

◎老朽化した施設を補修・更新し、維持管理コストを抑制します。

事業目的と実施する対策	主要工事計画		
	工種	施設名	主な工事内容
◆大規模地震により被災した場合に影響が大きい早出川頭首工について、耐震化対策を実施し、地震に対する安全性を向上させます。	頭首工	早出川頭首工	老朽化対策（取水工、魚道、建屋） 耐震化対策（堰柱、堰柱基礎、ゲート設備、管理橋）
◆揚水機場の統廃合により効率化を図り維持管理コストを抑えます。 ◆水需要に応じた用水供給が行えるよう、調圧水槽等を導入し、水利用の自由度と安定化を図ります。	揚水機	笹堀・小山田揚水機場	改修（旧2機場を廃止し統合機場を新設）
		東四ツ屋揚水機場	用水再編整備及び改修
		川瀬揚水機場	用水再編整備及び改修
		木越・石曾根揚水機場	改修（旧2機場を廃止し統合機場を新設）
		町屋・橋田揚水機場	改修（旧2機場を廃止し統合機場を新設）
		大蒲原第2揚水機場	改修
◆幹線水路の直接分水路の統合により数を減らし、水管理労力を低減します。 ◆幹線水路の下流部では用水到達遅れが発生するため、調整池を設置し、幹線水路の水位を確保するとともに、チェックゲートを設置し、安定的に用水が使えるようにします。	用水路	左岸中央幹線水路	改修12.0km、調整池1か所、調圧水槽1か所
		左岸低位幹線水路	改修11.7km、調整池2か所
		左岸低位東幹線水路	改修 2.7km、調整池1か所
		左岸低位西幹線水路	改修 3.7km、調整池1か所
		左岸高位幹線水路	改修 5.4km、調整池1か所
		橋田幹線水路	新設（管水路）4.1km、調圧水槽1か所
		大蒲原幹線水路	新設（管水路）2.3km、調整池1か所
水管理施設	水管理システム	中央管理所（親局）及び子局の改修1式（頭首工、揚水機、用水路の附帯施設）	

令和8年度 事業計画位置図



ほ場整備事業が進んでいます

県営事業により、「若宮」、「五箇」の2地区が進捗しております。管内では他に6地区ほどがほ場整備に向けて地元での話し合い、合意形成に取り組んでいます。予算の都合もありますが、順次、採択に向けて関係機関と調整を図ってまいります。

地区	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
若宮	換地	→ 換地原案作成等 →		
	工事			→
五箇	埋蔵文化財調査			→
	測量設計			→
	換地			→
	工事			令和10年度以降

土地改良法
第43条・第44条

土地改良区に届出・手続きが必要となります!!

- ・ 売買 や 交換、賃貸借契約を行った
- ・ 組合員が亡くなった
- ・ 農業者年金受給による経営移譲 など
農地が異動になる、名義が変更になる場合
必要となります。



土地改良法
第44条

組合員の名義変更は
『組合員資格得喪通知書』の
提出をお願いします。

※注 意※

- ・ 農業委員会の手続きだけでは土地改良区の台帳は異動できません。届出がない限りいつまでも従来の組合員に賦課金がかかったままの状態となります。
- ・ 住所を変更された方は、土地改良区にも届出が必要となります。『住所変更届』の提出をお願いします。

早出川土地改良区
ホームページにも
様式がありますので
ご利用ください。

次年度の賦課面積に
関わってきますので、
該当する方は
ご相談ください。

- ・ 農地を農地以外（宅地や開発、公共事業による買収など）に転用する
- ・ 地目変更する

土地改良区台帳を変更するため土地改良区への申請と決済金の納入が必要となります。

●決済金とは——

現在農地となっている土地を農地以外に利用（宅地、道路拡張に伴う用地買収など）する場合、その農地にかかる費用について決済をすることを地区除外決済金といいます。地区除外しますとその農地に対して次年度から賦課金はかかりなくなります。

（土地改良法第43条第2項規定）

【お問合せ先】

総務課 0250-42-2005

令和8年度 農地転用決済金

10a当り(単位:円)

工 区	地 区	田	畑	
荘 之 江	全 地 区	388,675	75,029	
五 泉	全 地 区	365,566	66,337	
村 松 郷	村 松 地 区	406,961	81,026	
	大蒲原地区	一 般	401,684	79,132
		長橋圃場	294,743	—
早出川東部	橋 田 地 区	403,911	79,031	
	県 圃 地 区	一 般	343,231	56,094
		未整理地	355,256	62,973
		馬 下	315,312	49,658
		荻 島 上	234,791	59,991
	巢 本 地 区	一 般	340,236	—
		菱 池	346,619	59,347
下条川向		291,708	43,316	
溪 流 水 地 区	下条川向	249,664	48,054	
	溪 流 水 地 区	67,275	—	

職員人事

(四月一日付)

事務長 深井隆之

【総務課】

課長 伊藤大輔

課長補佐 佐藤浩子

庶務係長兼会計係長
廣井笑子

会計係主任 木伏翼

庶務係主任 貝沼翔太

会計係主事 加藤千鶴
(令和七年八月一日採用)

【事業課】

課長 小泉崇

課長補佐 山田正人

管理係長 鈴木一人

事業係主任 新保慎人

管理係技師 池田浩幸

事業係技師 熊倉隼人

管理係技師 宮下拓

【多面的機能支払】

臨時 加藤美樹

臨時 廣瀬千佳

お願い

○用水管理について

電力料高騰に伴い揚水機、補水ポンプの電気料(維持管理費)が増えています。
『かけ流しはしない』、『こまめな水管理』等の節水にご協力をお願いいたします。

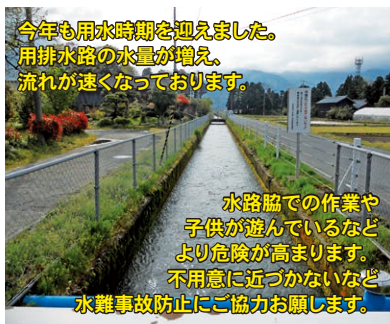
用水をかける際、水路に設置した堰板やタイヤなどをそのままにしておくと通水障害の原因となります。かけ終わったら取りはずす等、管理をお願いします。

○草刈りについて

農道、水路溝畔の草刈りは地先管理でお願いします。
刈った草は水路へ流さないようにお願いします。通水障害になりますので、流れてしまった場合は撤去してください。

○給水栓について

コンバイン・トラクター等の接触による、パイプラインの給水栓破損事故が多く報告されています。
修理費は個人負担になりますので十分注意して下さい。



今年も用水時期を迎えました。用排水路の水量が増え、流れが速くなっております。

水路脇での作業や子供が遊んでいるなどより危険が高まります。不用意に近づかないなど水難事故防止にご協力をお願いします。

不法投棄は犯罪です!

例年、用排水路や農道等にタイヤ・ゴミ等の不法投棄が見受けられます。ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。そのような行為また現場が見受けられたら、当土地改良区までご連絡下さい。

農業用資材の管理をお願いします

用水、排水敷地に置かれたマルチ等の農業用資材が、風に飛ばされて水路に落ちてしまうことがあります。水路に詰まって水が溢れてしまうため、水路敷地には物を置かないようお願いします。

早出川土地改良区情報メールの登録をお願いします。

揚水機運転計画の変更等、土地改良区に関する情報を発信!

※輪番実施後の解除に係るお知らせはメールのみでの配信とさせていただきます。

●メールによる登録●

登録アドレス(haidegawadokai@theia.ocn.ne.jp)へ氏名を入力し、メールを送信し登録

●QRコードによる登録●

右のQRコードを読み取り、登録フォームへ
ご自身のメールアドレス、氏名を入力し登録



早出川土地改良区ホームページをご活用ください。

用水情報や各種申請書など組合員の皆様への情報提供の場として発信しています。

パソコンや携帯からもアクセス可能なためご活用ください。

●検索方法

早出川土地改良区

または <https://haidegawa.jp>